

◆ 医療と介護の負担を合算して高額になったとき

医療保険と介護保険、介護予防・生活支援サービス事業(住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く)の自己負担額(高額療養費や高額介護サービス費の支給額を控除した額)を合算して、限度額を超えたときは、申請により超えた額が支給されます。世帯の中に同じ健康保険をお使いの方がいる場合、その方の自己負担額も合算します。

※支給額は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年分の自己負担額により計算され、7月31日時点に加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●70歳以上の方の限度額

(後期高齢者医療制度(国保や職場の医療保険)＋介護保険＋介護予防・生活支援サービス事業)

所得区分		限度額
課税所得 690 万円以上		212 万円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満		141 万円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満		67 万円
一 般		56 万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31 万円
	区分Ⅰ	19 万円

●70歳未満の方の限度額(国保または職場の医療保険＋介護保険)

所得区分		限度額
職場の医療保険：83万円以上 国保：901万円超		212万円
職場の医療保険：53万円～79万円以上 国保：600万円超 901万円以下		141万円
職場の医療保険：28万円～50万円以上 国保：210万円超 600万円以下		67万円
職場の医療保険：26万円以下 国保：210万円以下		60万円
住民税非課税世帯		34万円

※所得区分

職場の医療保険：標準報酬月額

国保：旧ただし書所得(総所得金額から基礎控除額(43万円)を差し引いたあとの金額)

●申請に必要なもの

申請書、印鑑、口座が確認できるもの、個人番号確認書類、身分確認書類

●問い合わせ先

この制度は、加入されている医療保険・介護保険にかかる制度です。内容によりそれぞれの窓口にお問い合わせください。

なお、職場の医療保険については、お勤め先にお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度に加入している方は、68ページをご覧ください。

○介護保険に関すること	介護高齢課	介護給付係	☎0154-31-4553
○国民健康保険に関すること	国民健康保険課	保険係	☎0154-31-4527
○後期高齢者医療制度に関すること	医療年金課	医療給付係	☎0154-31-4526